

## 和歌山県給与支給明細書広告掲載募集要領

(平成21年2月25日制定)

(平成22年1月15日一部改正)

(平成22年7月21日一部改正)

(平成23年1月27日一部改正)

(平成24年7月4日一部改正)

(平成29年12月1日一部改正)

(令和5年7月5日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

### (趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県広告事業要綱第4条の規定に基づき、和歌山県職員（ただし、和歌山県警察職員を除く。以下同じ。）及び県費負担教職員に支給する例月の給与並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給明細書（以下「給与支給明細書」という。）の裏面に広告を掲載する業者を募集するにあたり、必要な事項を定める。

### (広告内容・広告主の制限)

第2条 給与支給明細書の裏面に掲載する広告（以下「給与広告」という。）は、次に掲げる広告については掲載しない。

- (1) 和歌山県広告事業要綱第3条第1項の要件を満たさない広告
- (2) 和歌山県広告事業掲載基準第2に定める業種又は業者の広告
- (3) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者の広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者の広告
- (5) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者の広告
- (6) その他給与広告として適当でないと知事が認める広告

### (広告の規格等)

第3条 給与広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 給与支給明細書の裏面
- (2) 大きさ 縦71mm×横179mm
- (3) 掲載枠数 1枠
- (4) 給与広告の色 自由（白地に一色）
- (5) 掲載期間 6か月
- (6) 配布部数 掲載期間に給与の支給を受ける和歌山県職員及び県費負担教職員の人数

2 給与広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

- (1) 広告主の名称及び連絡先

(2) 給与広告の本文とは別に縦5mm×横10mm以上の大きさで **広告** の表示

3 給与広告の掲載内容は、掲載期間中3月毎に変更することができる。

### (広告の申込み及び見積書の提出)

第4条 給与広告を希望する広告主は、広告掲載申込書（別記第1号様式）及び広告の掲載に係る見積書（別記第2号様式）を知事に提出する。

### (広告主の仮決定)

第5条 知事は、給与広告を希望する広告主から前条の規定による広告掲載申込書及び見積書の提出があったときは、見積額が最も高いものを広告主として仮決定する。

2 見積額の最も高い広告主が2者以上あるときは、別途指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、給与広告の広告主として仮決定する。

3 前項のくじに出席しない者があるときは、これに代わって当該事務に係のない職員にく

じを引かせ、広告主を仮決定する。

4 知事は、広告主を仮決定したときは、広告主仮決定通知書（別記第3号様式）により広告主に通知する。

5 前4項の規定による広告主の仮決定は、総務部総務管理局職員課において行う。

（広告内容等の審査）

第6条 前条の規定により広告主に仮決定した者は、広告内容審査申請書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、広告主から前項に定める申請書の提出があったときは、和歌山県広告事業要綱、和歌山県広告事業掲載基準及び本募集要領に基づき審査する。

（広告主の決定）

第7条 知事は、前条第2項の規定に基づく審査の結果、適正であれば、給与広告の広告主として決定し、広告掲載決定通知書（別記第5号様式）により広告主に通知する。

2 知事は、前条第2条の規定による審査の結果、不適正と認められるときは、広告主の仮決定を取り消すものとする。

3 知事は、前項の規定により、広告主の仮決定を取り消したときは、見積額が次点であったものを広告主として仮決定し、広告主への通知及び広告の内容等の審査については、第5条 第4項、前条及び第1項から前項までの規定の例による。

（広告掲載決定通知書の受領確認）

第8条 前条の規定により広告主となった者は、知事が別に指定する期日までに広告掲載決定通知受領確認書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出等）

第9条 広告主は、知事が別に定める日までに広告原稿を作成し、総務部総務管理局人事課に提出する。この場合において、広告作成に係る経費は、広告主が負担するものとする。

2 知事は、前項の規定による広告の提出があったときは、広告の内容が本要領の規定に適合していることを確認する。

3 知事は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等に訂正・削除等が必要なときは広告主に依頼するものとし、広告主は、正当な理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならぬ。

4 前3項の規定は、第3条第3項に規定する広告の掲載内容を変更するときも準用する。

（広告掲載料）

第10条 広告主は、県が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納付する。

（掲載の取消し）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに給与広告の掲載を取り消すことができる。

（1）第2条の規定に反すると判断したとき。

（2）広告主の責めに帰する事由により給与広告の掲載を継続することが適切でないと知事が判断したとき。

2 前項の規定により給与広告の掲載を取り消した場合、知事は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により給与広告の掲載を取り消した場合、知事は、広告掲載料を返還しないものとする。

（協議）

第12条 この要領に定めがない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、給与広告に関し必要な事項は別に定める。

別記第1号様式（第4条関係）

広告掲載申込書

和歌山県給与支給明細書広告掲載募集要領第4条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、和歌山県広告事業要綱及び和歌山県広告事業掲載基準並びに和歌山県給与支給明細書広告掲載募集要領を遵守すること、県税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないことを誓約します。

年　　月　　日

和歌山県知事　　様

郵便番号

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

上記代理人

郵便番号

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

1 掲載を希望する広告媒体の名称

給与支給明細書

2 広告の内容（○○のイメージアップ、新製品○○の告知など具体的に記入して下さい。）

3 添付書類

（1）代理人が申し込む場合は委任状

（2）会社の業務内容がわかる資料（会社概要、会社のホームページ等）

4 連絡先

（1）担当部署及び担当者氏名

（2）電話番号及びファクシミリ番号

（3）電子メールアドレス

別記第2号様式（第4条関係）

見 積 書

和歌山県知事 様

年 月 日

郵便番号  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
上記代理人  
郵便番号  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

給与支給明細書広告の掲載料として、下記のとおり見積りいたします。

記

一金

但し、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とする。

別記第3号様式（第5条関係）

広告主仮決定通知書

職 第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事

年 月 日付けで申込み及び見積書の提出がありました広告について、貴社に仮決定しましたので通知します。

つきましては、和歌山県給与支給明細書広告掲載募集要領第6条に基づく広告内容の審査を行いますので、広告内容審査申請書を提出してください。

連絡先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県総務部総務管理局職員課  
電話：073-441-2123（直通）

別記第4号様式（第6条関係）

広告内容審査申請書

和歌山県知事様

郵便番号  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
上記代理人  
郵便番号  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

和歌山県給与支給明細書広告掲載募集要領第6条の規定に基づき、下記書類を添えて広告内容の審査を申請します。

記

- (1) 広告の素案
- (2) 和歌山県の入札参加資格（公共工事、物品又は役務）を有することを証明する書類（写し可）
- (3) 和歌山県の入札参加資格（公共工事、物品又は役務）がない場合は、次に掲げる書類
  - ア 役員等に関する調書（別紙）
  - イ 登記事項証明書（法人事業者）又は住民票（個人事業者）  
ただし、直近1年以内において本要領に基づき、知事に提出した者についてはこれを省略することができる。
  - ウ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
  - エ 県税事務所長が発行した、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを確認できる納税証明書

## 別紙

役員等に関する調書						
商号又は名称						
役職名	(フリガナ) 氏名		生年月日			男・女
			元号	年	月	

- (注) 1 法人事業者の場合は、その法人の登記事項証明書に登載されている役員全員について記入すること。
- 2 個人事業者の場合は、代表者のみ記載してください。
- 3 元号は次のように記載してください。  
明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H
- 4 記載しきれない場合は、複数枚提出してください。

別記第5号様式（第7条関係）

広告掲載決定通知書

職 第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事

給与支給明細書広告掲載の選定結果について

年 月 日付けで申込みのありました給与支給明細書広告について、貴社を広告主に決定しましたので、通知します。

つきましては、広告掲載に当たり、次により事務を執り進めたいので、関係書類等の提出をお願いします。

記

1 広告の掲載方法

広告媒体名	和歌山県給与支給明細書広告			
広告掲載期間	6ヶ月間（ 年 月から 年 月まで）			
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む）			
広告の規格等	(1) 掲載位置	給与支給明細書の裏面		
	(2) 規 格	縦 71mm × 横 179mm		
	(3) 広告の色	自由（白地に一色）		
	(4) 配布部数	約 通（約 通 × 回）		

2 受領確認書の提出

本掲載決定通知書の受領及び和歌山県広告事業要綱等の遵守の確認に必要ですので、別添受領確認書を 年 月 日（ ）までに提出してください。

3 広告原稿の提出

(1) 原稿の提出形式

原稿の形式は、完全版下又は電子データにより提出してください。

なお、電子データにより提出する場合も、紙に印刷したものを一部提出願います。

(2) 提出期限

原稿は、 年 月 日までに提出してください。

4 広告掲載料の納入

別途、広告掲載料の納入通知書を送付しますので期限までにお支払いください。

連絡先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局職員課

電話：073-441-2123（直通）

別記第6号様式（第8条関係）

年 月 日

広告掲載決定通知受領確認書

和歌山県知事

様

所在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

年 月 日付けで申し込みました次の広告について、広告掲載決定通知書を受領しましたので、通知します。

広告媒体名	和歌山県給与支給明細書広告		
広告掲載期間	6ヶ月間（ 年 月から 年 月まで）		
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む）		
広告の規格等	(1) 掲載位置	給与支給明細書の裏面	
	(2) 規 格	縦 71mm × 横 179mm	
	(3) 広告の色	自由（白地に一色）	
	(4) 配布部数	約 通（約 通 × 回）	

広告の掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 2 和歌山県広告事業要綱及び和歌山県広告事業掲載基準並びに和歌山県給与支給明細書広告掲載募集要領を遵守します。
- 3 消費税（地方消費税を含む）及び県税の滞納はありません。
- 4 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。